自治基本条例 構成一覧表

参考資料

							足柄上郡								足柄下郡					
団体名	神奈川県		小田原市		南足柄市		中井町		大井町		山北町		開成町		箱根町		湯河原町		真鶴町	
名 称	神奈川県自治基本条例		小田原市自治基本条例		南足柄市自治基本条例		中井町自治基本条例		大井町自治基本条例		山北町自治基本条例		あじさいのまち開成自治基本条例		箱根町自治基本条例		箱根町自治基本条例		真鶴町自治基本条例	
制定日	H21.3.27		H23.3.31		H22.6.21		H25.12.12		H21.3.6		H24.12.7		H20.3.11		H20.9.18		H18.12.1		H26.12.12	
施行日	H21.3.27		H24.1.1		H22.10.1		H26.4.1		H21.4.1		H25.4.1		H20.4.1		H21.4.1		H19.4.1		H27.4.1	
周知期間	なし		9ヶ月		約3ヶ月		約4ヶ月		約1ヶ月		約5ヶ月		約1ヶ月		約6ヶ月		約4ヶ月		約4ヶ月	
構成	6章	26条建て	章なし	19条	12章	32条建て	9章	20条建て	8章	20条建て	10章	24条建て	6章	29条建て	8章	28条建て	6章	18条建て	5章	13条建て
前文	前文		前文		前文		前文		前文		前文		前文		前文		前文		前文	
第1条	第1章 総則	目的	章なし	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的	第1章 総則	目的
第2条		基本理念		定義		条例の位置付け		この条例の位置付け		条例の最高規範性		この条例の位置付け		用語の定義		条例の位置付け		定義		基本理念
第3条	第2章 県民の権利及び義務			基本理念		定義		定義		用語の定義		用語の定義		基本理念		用語の定義		自治の基本理念		基本原則
第4条	第3章 県政運営の基本原則	県政運営の基本原則		条例の位置付け	第2章 自治の基本理念	自治の基本理念	第2章 基本理念及び基本原則	基本理念	第2章 まちづくりの基本原則	参加の原則	第2章 基本原則	協働の原則	第2章 町民	第1節 町民の権利及び責務 町民の権利	第2章 自治の基本理念	自治の基本意念	第2章 町民、議会、町の責務等	町民の権利及び責務		町民の権利
第5条		県民参加による県政運営		市民の役割	第3章 自治の基本原則	情報共有の原則		基本原則		協働の原則		情報共有の原則		町民の責務	第3章 自治の基本原則	参加の原則		議会等の役割及び責務		町民の責務
第6条		市町村との役割分担及び市町村の参加による県政運営		地域活動		参加の原則		町民の権利		情報の取り扱いの原則	第3章 町民の権利及び責務	町民の権利		事業活動を行うものの責務		情報共有の原則		町等の責務		議会、町長及び執行機関の責務
第7条		透明かつ公正な県政運営		市民活動		協働の原則		まちづくりに関わる者の責務	第3章 町民のまちづくりへの参画	町民の役割と責務		町民の責務		第2節 社会参画 対等な社会参画	第4章 自治の担い手	町民の権利と責務	第3章 情報の共有	情報の共有	第2章 基本構想等	基本構想等
第8条		効率的かつ効果的な県政運営		活動を行うものの相互の連携	第4章 まちづくりの指針	まちづくりの指針	第4章 地域のまちづくり			自治会	第4章 まちづくりと地域活動	自治会等まちづくり		子ども		子どもの参加		情報の公開及び提供	第3章 町民参加	情報公開等
第9条		連携による県政運営		自治の担い手の育成等	第5章 役割と責務	市民の役割と責務	第5章 まちづくり表彰		第4章 議会の役割と責務	議会の役割と責務		地域活動の支援		第3節 町民活動 地域の自治活動		事業を営むものの役割と責務		説明責任		町民からの意見聴取
第10条	第4章 議会、議員、知事及び職員の責務	議会の責務		議会及び議員の責務等		事業者の役割と責務	第6章 行政運営	総合計画		議員の役割と責務	第5章 町の役割と責務	町長の役割及び責務		町民公益活動		地域コミュニティ		個人情報の保護		町民主体の町政に関する提案
第11条		議員の責務		市長の責務		議会の責務		行財政運営	第5章 町の役割と責務	町の役割と責務		町長の説明責任	第3章 議会及び議員	議会の責務		町議会の責務	第4章 町民の参加	委員の公募		町民投票
第12条		知事の責務		市の執行機関の責務		議員の責務		情報の公開及び提供		町長の役割と責務		町の役割及び責務		議員の責務		町長の責務		町民意見の募集	第4章 組織	町民からの公募
第13条		職員の責務		市職員の責務		市長等の責務		個人情報の保護		職員の役割と責務		町職員の役割及び責務	第4章 町長等	町長の責務		町職員の責務	第5章 行政運営の原則	総合計画等	第5章 条例の見直し	条例の見直し
第14条	第5章 基本原則に基づく制度及び手続	情報提供及び情報公開		まちづくり必要な情報等の共有及び活用		職員の責務		公益通報		行政運営の基本的な考え方		総合計画等各種個別計画		他の執行機関の責務	第5章 情報共有のための制度	情報の公開及び提供		行政評価		
第15条		県民参加の機会の確保		個人情報の適正な取扱い		行政運営の基本		他の自治体との連携		財政運営		行政改革大綱		町職員の責務		個人情報の保護		健全な財政運営		
第16条		県民投票		市政参加		総合計画	第7章 町民参加	町民参加の推進		行政評価		行政評価	第5章 町政運営	第1節 町政運営の基本原則 町政運営の原則	第6章 行政運営	総合計画		他の地方公共団体との連携		
第17条		市町村との役割分担及び市町村への権限移譲		住民投票		財政運営		審議会等への町民参加		他の自治体等との連携		説明責任	第2節 情報の共有と参加	情報の公開		組織の編成	第6章 条例の位置付け及び見直し	条例の位置付け		
第18条		市町村の県政参加		条例の趣旨に基づく取組の公表等		監査		まちづくりに関する政策の提案	第6章 住民投票	住民投票		町民からの意見聴取		説明責任		財政運営		条例の見直し		
第19条		行政手続		条例の見直し		行政評価	第8章 住民投票		第7章 自然環境と調和したまちづくり	自然環境と調和したまちづくり	第6章 議会の役割と責務	議会の役割及び責務		町民参加		行政改革				
第20条		総合計画				行政手続	第9章 条例の見直し		第8章 条例の見直し	.条例の見直し	第7章 住民投票	住民投票		住民投票		行政評価				
第21条		財政運営				説明責任及び応答責任					第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加	まちづくりへの子どもの参加		住民投票の請求及び発議		町長要望				
第22条		政策評価				パブリックコメント						まちづくりへの高齢者の参加		第3節 政策の推進 総合計画		意見聴収制度				
第23条		民間公共活動との連携協力				情報公開					第9章 広域連携	他の自治体との連携		財政運営		審議会など				
第24条		他の地方公共団体との連携協力				個人情報保護					第10章 条例の見直し	条例の見直し		行政評価		公益通報				
第25条		国への提案				学習環境の整備								行政手続	第7章 住民投票制度	住民投票制度				
第26条	第6章 条例尊重義務				第7章 まちづくり基金	まちづくり基金								個人情報の保護	第8章 その他	国際観光地				
第27条					第8章 住民投票	住民投票								広域連携		広域連携				
第28条					第9章 地域コミュニティ	地域コミュニティ							第6章 条例の位置付け	条例尊重義務		条例の見直し				
第29条					第10章 国及び他の自治体との関係	国及び他の自治体との関係								条例の見直し						
第30条					第11章 条例の実行性の担保及び見直し	自治基本条例推進委員会														
第31条					第12章 雑則	条例の見直し														
第32条						委任														